

(仮称)熊本市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(骨子案)

環境政策課 温暖化・エネルギー対策室

〔はじめに〕 実行計画(事務事業編)とは

○地球温暖化対策推進法に基づき策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出削減に係る目標や取組を定める計画。

○策定する計画には、「区域施策編」と「事務事業編」の2種類がある。

①区域施策編・・・行政区域の市民や事業者、行政機関等、全ての主体を対象とする計画
(※令和3年3月、熊本連携中枢都市圏共同で策定済み)

②事務事業編・・・**地方自治体**が**実施する事務・事業に関する計画**
【今回策定】

※事務・事業に伴う温室効果ガス排出の対象
・庁舎や学校、市が直接行う事業の電力や燃料などのエネルギー使用に伴う排出
・廃棄物処理事業や下水道処理に伴う温室効果ガスの排出 など

1 背景

【国際的な動き】

○2015年11月、COP21で「**パリ協定**」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられた。

【国の動き】

○2020年10月、「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。2021年4月には、2030年度の温室効果ガス排出目標を▲46%(2013年度比)とし、▲50%の高みに向け挑戦を続けていくことを公表した。

○2021年6月、「**地域脱炭素ロードマップ**」が決定され、重点施策として、自家消費型の太陽光発電、公共施設等における徹底した省エネや再エネ電気の調達、更新や改修時のZEB化、EV化等を進めることが示された。

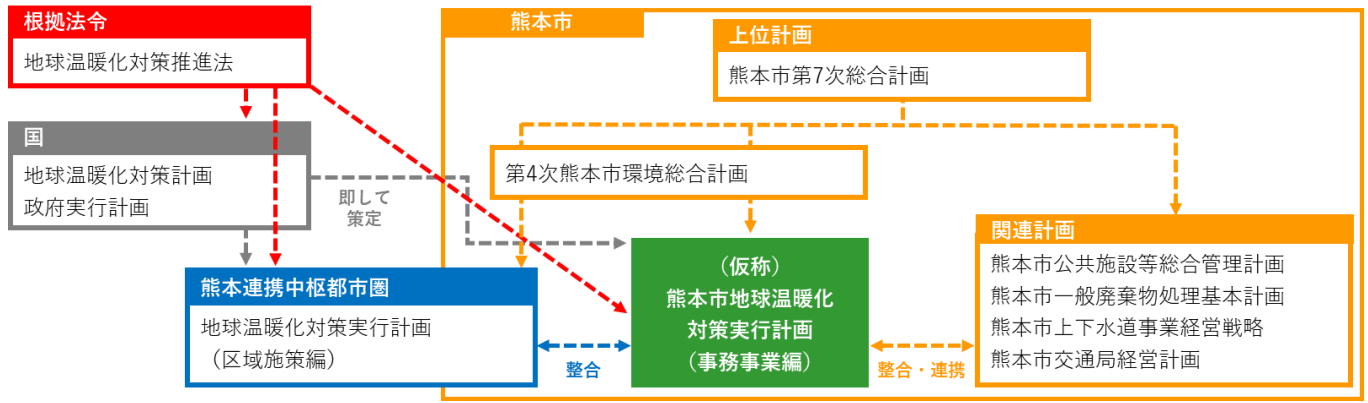
【熊本の動き】

○熊本連携中枢都市圏では、2020年1月、「**2050年温室効果ガス排出実質ゼロ**」を宣言し、2021年3月には「**熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画**」(区域施策編)を策定した。

○同計画では、重点取組として「公共施設等による率先した省エネ・蓄エネ・再エネの推進」を掲げている。

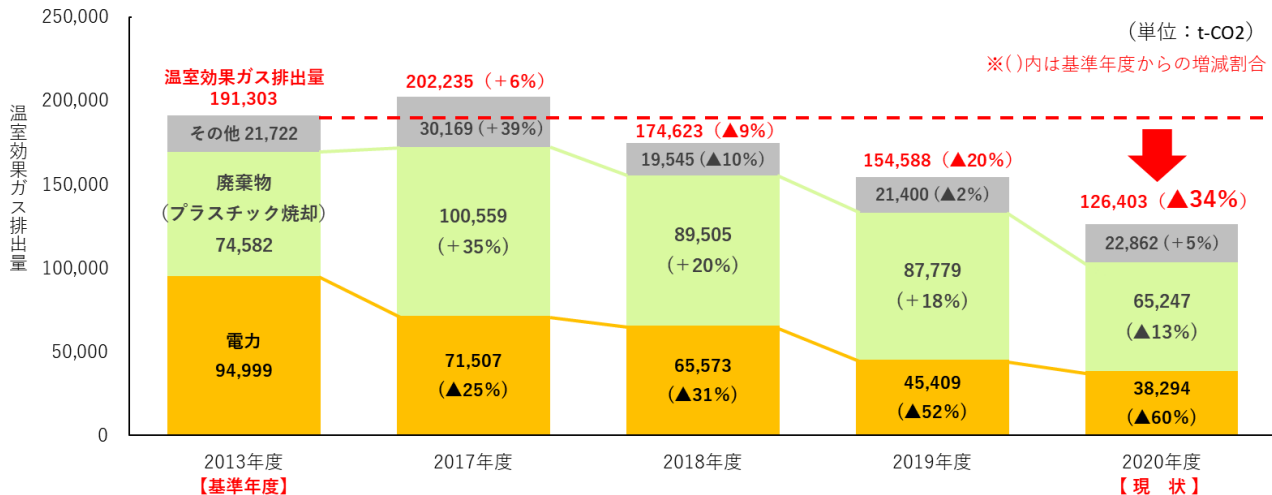
2 計画の基本的事項

- (1)目的 熊本連携中枢都市圏で掲げている「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、市民や事業者などの温暖化対策を促進するに当たり、**本市が率先して事務・事業の脱炭素化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減する。**
- (2)対象範囲 本市における全ての事務・事業
- (3)計画期間 2023年度～2030年度まで（8年間）
- (4)計画の位置付け



3 温室効果ガスの排出状況

○本市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量(2020年度)は126,403t-CO₂で、**基準年度(2013年度)比で▲34%**となっている。



○排出内訳で見ると、電力の使用に伴う排出(30%)と廃棄物処理事業におけるプラスチックの焼却に伴う排出(52%)で82%を占めており、この部分の排出削減が重要。

項目	2013年度【基準年度】	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度【現状】
総排出量	191,303 (100%)	202,235 (100%)	174,623 (100%)	154,588 (100%)	126,403 (100%)
エネルギー起源	107,763 (56%)	81,934 (41%)	75,972 (44%)	57,475 (37%)	51,824 (41%)
電力	94,999 (49%)	71,507 (36%)	65,573 (38%)	45,409 (30%)	38,294 (30%)
ガソリン	1,351 (1%)	1,504 (1%)	1,343 (1%)	1,098 (1%)	957 (1%)
灯油	2,052 (1%)	2,125 (1%)	1,986 (1%)	2,067 (1%)	2,084 (2%)
軽油	683 (0%)	623 (0%)	747 (0%)	650 (0%)	1,004 (1%)
A重油	1,742 (1%)	1,552 (1%)	1,531 (1%)	1,571 (1%)	1,603 (1%)
都市ガス	5,224 (3%)	4,291 (2%)	4,469 (3%)	4,986 (3%)	5,703 (4%)
その他(LPG,LNG)	1,712 (1%)	332 (0%)	323 (0%)	1,694 (1%)	2,179 (2%)
非エネルギー起源	83,540 (44%)	120,301 (59%)	98,651 (56%)	97,113 (63%)	74,579 (59%)
廃棄物 (プラスチック焼却)	74,582 (39%)	100,559 (50%)	89,504 (51%)	87,779 (57%)	65,247 (52%)
その他(CH ₄ ,N ₂ O等)	8,958 (5%)	19,742 (9%)	9,147 (5%)	9,335 (6%)	9,332 (7%)

4 温室効果ガスの排出削減に向けた取組方針

〔取組方針1〕 市有施設における電力の脱炭素化

- 再生可能エネルギーの最大限の導入（太陽光発電設備の拡充等）
- 省エネルギー対策・電力の需給調整の推進
（照明のLED化、大型蓄電池の拡充、空調制御機器の運用等）
- 脱炭素電力(※1)の調達（環境工場で発電した電力の供給拡充、電力契約の見直し等）
※1 脱炭素電力…再生可能エネルギーなど、発電時にCO₂を排出しない電力



〔取組方針2〕 温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの活用や施設の整備

- 公用車におけるガソリン車のEV化（公用車における電気自動車等の導入方針に基づく調達）
- 新築・大規模改修時における施設のZEB(※2)化等の検討

※2 ZEB…省エネと創エネで、エネルギー消費量を正味でゼロにすることを目指した建物



〔取組方針3〕 各事業における脱炭素化の取組の推進

- 廃棄物処理事業：環境工場で発電した電力の活用、プラスチックの削減と資源循環の推進
- 上下水道事業：配水池等における再生可能エネルギーの導入
施設や設備の更新に係る高効率設備・機器の導入
- 病院事業：植木病院における再生可能エネルギー等の導入検討
- 交通事業：市電運行の効率化、施設内への太陽光発電設備等の導入促進

〔取組方針4〕 脱炭素に向けた職員一人ひとりの取組の推進

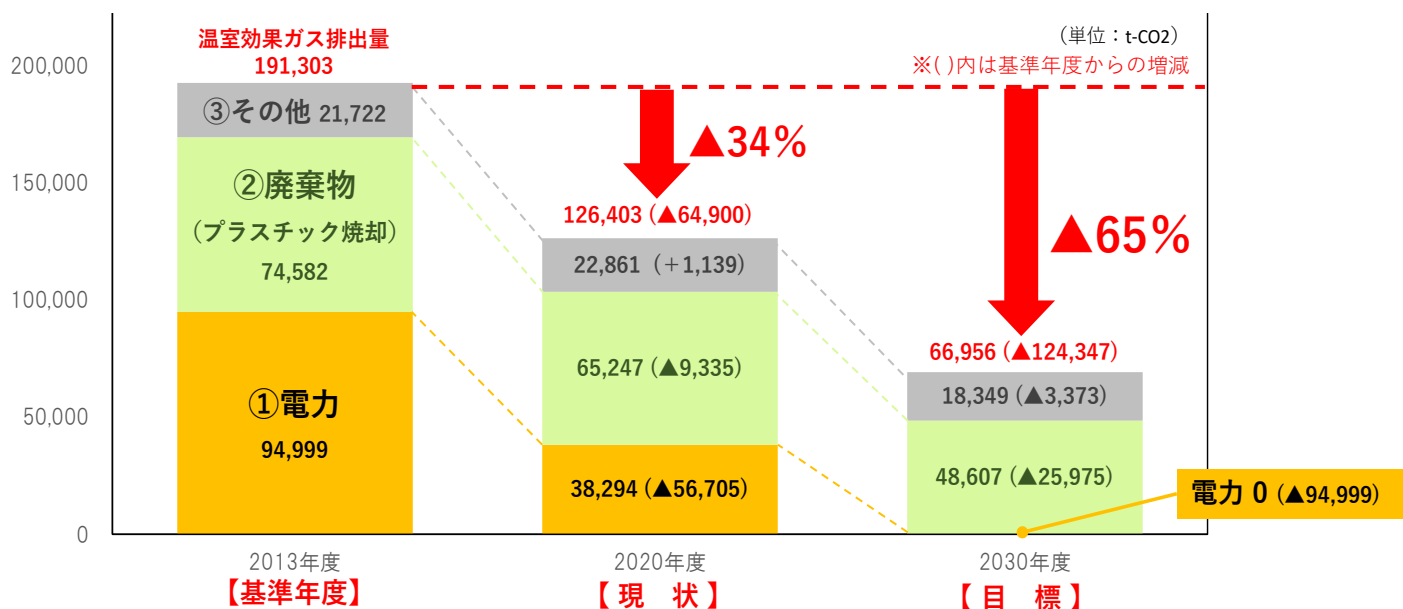
- エコオフィス活動の継続
- 物品の購入やサービスの使用等に関する環境配慮
- 事務・事業におけるICT等の活用による、更なる環境負荷の低減
- 公共交通機関の利用やエコドライブの推進

5 取組方針等を踏まえた削減目標(案)

- ・2030年度に、**基準年度に比べて65%の削減**とする。
- ・そのうち、**電力使用に伴う温室効果ガス排出量はゼロ**とする。

項目	2013年度 【基準年度】	2020年度 【現 状】	2030年度 【目標年度】
削減目標(案)	—	▲34%	▲65%
温室効果ガス排出量	191,303 t-CO ₂ (-)	126,403 t-CO ₂ (▲64,900 t-CO ₂)	66,956 t-CO ₂ (▲124,347 t-CO ₂)
電力使用に伴う排出量	94,999 t-CO ₂ (-)	38,294 t-CO ₂ (▲56,705 t-CO ₂)	0 t-CO₂ (▲94,999 t-CO ₂)
<参考> 国の削減目標	—	—	▲50%

○温室効果ガスの排出削減目標(案)の内訳



6 推進体制

○環境管理システムの再構築

- ・環境管理体制の整理（区域施策編と事務事業編の進捗管理を一体的に実施）
- ・各局区において点検・評価する体制の整備

今後のスケジュール(予定)

- 令和4年9月～ 計画(案)の作成
- 令和5年2月 第1回定例会委員会において計画(案)の報告
- 令和5年3月 計画の策定